

『長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画』（素案）に対するパブリックコメント対応一覧

- 1. パブリックコメントの期間 令和元年10月2日～10月27日
- 2. 意見件数 9件
- 3. 意見への対応区分の内容

対応区分	対応内容	件数
A	案に反映させるもの	
B	案に既に盛り込まれているもの、案の考え方や姿勢に合致し、今後、作成・遂行の中で反映させていくもの	4
C	今後検討していくもの	2
D	反映が困難なもの	1
E	その他	2
合計		9

4. 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

第1章 全国及び本県の現状

1. ギャンブル等の状況

(1) ギャンブル等施設の状況

④ばちんこの状況

本文5頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
1	D	パチンコの客はこの半年間に大きく減る可能性があります。理由はこの10月からの消費税増税と、来年4月からの健康増進法による完全分煙化です。パチンコ客の喫煙率はかなり高く、増税による還元率の低下も加わって客離れが進むと考えます。分煙化がギャンブル依存の特効薬になるかも知れません。この様な端境期に過去の統計データは当てにならないと思います。パチンコのギャンブル依存対策は数年後の状況を見て行うべきです。	1	現時点において、現状を把握するために経年的な統計データを掲載させていただいております。本計画は、3年間の計画としており、今後、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間の終了前であっても、必要に応じて見直しを行っていく予定としています。ばちんこ等の取り巻く状況など現状把握に努めてまいります。

追加

本文5頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
2	C	カジノを含む統合型リゾートの整備について、法律も出来上がっており、近い将来、開設が見込まれる中で、その内容について、記載すべきではないのか。行政として、どんな対応を考えているのか、どんな検討を行っていくのかも含めて、記載すべきと考えている。	1	本計画は、国が策定したギャンブル等依存症対策基本法第13条第2項に基づくものであり、現在カジノは国内にないため、国が策定したギャンブル等依存症対策基本計画においても記載されておりません。本県に統合型リゾートが整備された際にも、対応できる依存症対策を記載させていただいておりますが、国の動向やその時点の状況等を踏まえながら、今後検討することとしています。

第2章 基本的な考え方

1. 基本理念

本文16頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
3	B	ギャンブル依存症は外国でも問題になっています。国内で実施された場合は依存症の人たちが出てきて、一般の人たちに危害を加えることがないような対策もまた必要に思います。	1	ギャンブル依存症の人たちが危害を加えるのではないかと危惧されていることにつきましては、犯罪は複数の要因が絡んだ結果引き起こされるものであり、ギャンブル依存が犯罪を引き起こす要因のひとつとなるのはごく一部の場合であると認識しております。本計画でも、第3章基本的な施策 2. 進行予防 (1) 早期発見・早期支援②に記載しているとおり、家庭内のあらゆる問題の背景にギャンブル等依存症に関する問題について、早期発見、早期介入を行うため、人材育成を行うとともに、問題の深刻化を未然に防げるように関係機関と連携し支援に努めていきます。
4	E	「ギャンブル等」の言葉が示す通り、パチンコ店は遊技業、つまりサービス業であり、ギャンブル依存対策を過度に行うと営業妨害にも当たる。また利用者はパチンコ店が脱税でもしていないかぎり、10%の消費税を納めている。消費税は福祉税でもあり、パチンコの遊技を通じて社会貢献しているとも言える。店や県や国から礼を言われて当然なのに、程々にとか、依存症呼ばわりではあんまりではないか。この点が議論の俎上に載らないのはおかしい。国や県がパチンコ店に指導すべきはまず第一に来年4月からの分煙化が適切に行われるかの監視であり、第二に消費税の表示の徹底だろう。パチンコ依存症の人たちは消費税をかなり納めたはずだが、パチンコ店は消費税の表示をしておらず、利用者は免税店と思いついで利用して納税させられている。この点を県や警察はなんで指導しないのか。	1	ギャンブル等依存症対策は、ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策基本計画に則り、事業者も取り組まれています。事業者と協議を行い、事業者の主体的な取組を第3章基本的な施策に記載しています。受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の趣旨に則り、現在幅広く必要な対策が行われているところであり、今後も引き続き、適切に対応していきます。また、消費税の表示につきましては、国の所管となり、回答は差し控させていただきます。国により適切に指導されるものと考えています。
5	C	長崎県内において、大型ホテルに併設するIR施設の誘致活動が官民一体となって行われている。そのために、県民の同施設に対しては、厳しい目が向けられており、ギャンブル施設として利用者も含め一般市民に対して厳しい規制や対策が望まれる。第2章記載の方向性に関する項目はアルコール依存症対策などをとって作成されたものと思うが、県民が納得できるものでなければ誘致競争にも勝てないと思うので、ラスベガスやシンガポールの依存症対策も参考に国際的なレベルでの県独自のものを作成してほしい。	1	本計画は、国が策定したギャンブル等依存症対策基本法第13条第2項に基づくものであり、現在カジノは国内にないため、国が策定したギャンブル等依存症対策基本計画においても記載されておりません。本県に統合型リゾートが整備された際にも、対応できる依存症対策を記載させていただいておりますが、国の動向やその時点の状況等を踏まえながら、今後検討することとしています。

第3章 基本的な施策

1. 発生予防

(3) 不適切なギャンブル等の誘引防止

①入場管理

本文5頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
6	E	<p>パチンコ店の分煙化を早く進めるように指導すべき。分煙化の推進が一番の依存症対策になる。分煙化が完了するまで、新聞広告も自粛すべき。受動喫煙は百害あって一利なし。新聞各社は受動喫煙をたびたび記事で問題にしなから、広告料を受け取れば受動喫煙を放置しているパチンコ店の応援団になっている。健康増進の立場から県も新聞社に広告自粛要請をすべきだ。</p> <p>10月から消費税が増税になったが、パチンコ店では消費税の表示をしていない。4円（税込み）ばちんこ、20円（税込み）スロットとはっきり表示するよう県からも指導すべき。消費税の表示が一番のギャンブル依存対策になります。</p>	1	<p>受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の趣旨に則り、現在幅広く必要な対策が行われているところであり、今後も引き続き、適切に対応していきます。また、消費税の表示につきましては、国の所管となり、回答は差し控させていただきます。国により適切に指導されるものと考えています。</p>

全般

本文5頁

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
7	B	<p>依存症に悩んでいる人は地元ではないところで、支援を受けたいと考えていると思われ、他県、他地域での支援を望んでいる人も多いと思います。九州内の支援機関等をお互いに紹介するなど連携してはどうかと思いました。</p>	1	<p>第3章基本的施策 2、進行予防（3）問題ギャンブラー及び病的ギャンブラー等への支援や（4）相談・回復支援等②相談・回復支援体制の充実 イ 相談者の状況に応じて医療機関、自助グループ、民間回復施設等の紹介等を行いますと記載しており、他県の情報が必要な場合は、他県の支援機関等を紹介するなど取り組んでいるところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>

その他

その他

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
8	B	<p>ほぼ素案で問題ないと思いますが、予防の観点からひとつ提案したいと思います。小学生あるいはもっと小さい時点から、心のコントロールができる教育（訓練）を行うべきだと思います。心のコントロールができれば、ギャンブル依存だけではなく、いじめやDVなどにも効果があると考えられるためです。</p> <p>それから、できれば素案にある以上に相談機関の敷居を低くすることです。行政の相談機関となれば、何かしら敷居が高く感じたり、相談が面倒に感じたりと思います。机上の空論でのアドバイスよりも体験者相談のほうが、寄り添ってもらっている感じが考えます。私も弁護士さんと専門家と呼ばれる方の話など聞いたことがあります。一般論や大まかな対応だけで、個々に沿った話ではなかったことがほとんどです。所詮、このような方々とは依存に陥る人間とは脳の仕組みが違うのだと思います。これは、DVや虐待やいじめなどの対応やアドバイスにも言えることです。同じ体験をして乗り越えた人のほうが、適切なアドバイスや対応ができるものです。もっとそのような方々をボランティアでもいいので、相談機関に引き入れることはできないのでしょうか？</p> <p>切れ目のない細やかな支援を行うには、そのようなことも必要だと思います。私の夫も20年程ギャンブル依存症でしたが、そこから抜け出し10年以上経ちます。依存症のときには、自身の借金はありませんでしたが、生活費は入れずギャンブルのお金は私や私の実家に工面させました。私の実家も巻き込まれ、自宅を失いました。同じような思いをする人がいなくなるように、ぜひ相談者に寄り添った支援ができるようお願いいたします。</p>	1	<p>小学校からの対策の必要性については、第3章基本的施策1（1）②家庭に対する啓発の推進として、保護者などに資料を配布し、啓発を図りますと記載しております。また、今後の必要な対策として参考とさせていただきます。</p> <p>同じ体験をして乗り越えた方達からの講話や相談対応は支援をする上で不可欠であると考えておりますので、保健所や県長崎こども・女性・障害者支援センターで実施する事業には、当事者やご家族の方々と連携を図りながら実施しており、第3章2（5）、3（3）においても民間団体の活動に対する支援を推進し、共に取り組んでいくこととしております。</p>
9	B	<p>具体的な依存症対策について、相談にこられた家族に対してたい回しになるような対応、対応する職員さんによってばらつきがあったりそもそもギャンブル依存症について認識、理解のない対応はしてほしくないです。</p> <p>県北（松浦など）など情報自体がまだまだ行き届いていない、把握されていない場所も去年の時点であると感じました。</p> <p>誰もがなりうる身近な病気、という認識を県民に広げてほしいです、安易に治るとか自然治癒するなどといった間違った情報を載せたギャンブル業界側のリーフレットの内容なども当事者、家族の意見を交えて精査してほしいです。</p> <p>貧困、借金、横領、窃盗、引きこもり虐待などの問題にギャンブル依存症が隠れているケースも多々あります。社協さんや就労自立支援団体、精神科、心療内科なども連携して情報交換や自助会や家族会への案内も徹底してほしいです。</p> <p>何より苦しんでいる家族を孤立化させないようにお願いします。</p> <p>あともっと噛み砕いたわかりやすい文章で素案を出して頂けると幸いです。</p>	1	<p>ご指摘のとおり、相談をされた方がたい回しになるような対応がなされないよう第3章2（4）③相談・回復支援対応者の人材育成において、相談支援を行う人材の育成を図るとともに、相談機関の周知にも努めてまいります。</p> <p>第3章1（2）①ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発において情報発信に取り組んでいくこととしています。また、事業者が作成されるリーフレット内容についてのご意見につきましては、事業者の代表の方へもお伝えさせていただきます。</p> <p>第3章2（1）早期発見・早期支援において、相談機関等と連携し、平成30年度作成した「依存症相談対応の手引き」を活用した研修について記載しています。ご本人、ご家族の問題に気づける人材の育成をするともに、孤立しないようにして支援していきたいと思っております。</p> <p>専門用語をやむを得ず、使用する場合は、注釈をつけるなど工夫をさせていただいておりますが、引き続き、県民の皆様へわかりやすい文章に努めてまいります。</p>